

# 山梨県不法投棄監視協力員設置要綱

## (設置等)

第1条 廃棄物の不法投棄等の監視に協力することのできる県民を不法投棄監視協力員名簿（以下「協力員名簿」という。）に登録し、不法投棄監視協力員（以下「協力員」という。）と称することを認めることにより、その自発的活動を促進し、地域の環境は地域で守るという県民の意識の醸成を図るとともに、不法投棄の早期発見や未然防止等の不法投棄対策に資するものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

2 この要綱において、不法投棄等とは、法第16条又は第16条の2の規定に違反して、みだりに廃棄物を投棄することや、廃棄物の焼却を行うことをいう。

## (登録)

第3条 満20歳以上の県民の中から協力員を募集し、協力員名簿に登録する。ただし、心身の故障により次条に規定する活動を適正に行うことができない者は、当該名簿に登録することはできない。

## (協力員の活動内容等)

第4条 協力員は、日常生活の中で、次の各号の活動を自発的に行うものとする。

(1) 県内における廃棄物の不法投棄等を発見したときは、関係機関に通報すること。

(2) 不法投棄等の防止に関する普及啓発を行うこと。

2 協力員は、投棄箇所の巡視や不法行為に対する注意等を行う責務や権限を有するものではない。また、その活動に際しては、トラブルを避けるため、細心の注意を払うとともに、直接、不法投棄等を行っている者又はその関係者に接してはならない。

3 協力員は、その活動から得た情報をもって、自己の営業活動に利し、又は他者の営業活動を妨害してはならない。

## (募集方法)

第5条 協力員の募集は、一般公募及び市町村推薦によるものとし、1,000名程度とする。

## (登録の有効期間及び更新)

第6条 協力員名簿登録の有効期間は、5年とする。

2 前項の期間を経過する場合、協力員に対し登録継続の確認を行い、本人から辞退の申し出がなかった場合、期間をさらに5年延長する。

## (登録の抹消及び追加募集)

第7条 協力員が、次の各号のいずれかに該当するときは、本人の申し出又は職権により協力員名簿から抹消することができる。

- (1) 第4条に規定する活動を適正に行うことができない心身の故障が生じたとき
- (2) 山梨県から転出したとき
- (3) 法令違反等協力員としてふさわしくない行為を行ったとき
- (4) その他、協力員として活動できなくなったとき

2 協力員を前項により協力員名簿から抹消し、協力員が1,000名を下回った場合には、新たに協力員の募集を行うことができる。

(報酬等)

第8条 協力員としての活動に係わる報酬、費用弁償、補償費等は、一切支払わない。

附 則

この要綱は、平成17年4月13日から施行する。

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。